

安曇野市穂高北穂高地区産業用地整備事業における官民連携に関する協定書

安曇野市（以下「甲」という。）と株式会社ヤマウラ（以下「乙1」という。）及び株式会社d-ネクスト（以下「乙2」という。）、（以下乙1及び乙2を総称して「乙」という。）は、安曇野市穂高北穂高地区産業用地整備事業（以下「本事業」という。）に関し、以下の通り相互の連携協力に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が本事業の候補地に指定している区域（約15ha）に、乙が計画する産業用地の開発について相互に連携協力し、役割を分担することで事業の円滑な推進を図り、もって地域産業の発展に寄与することを目的とする。

（本事業の趣旨の尊重等）

第2条 乙は、本事業の実施に当たって、募集要領に基づき提出した事業提案書の内容及び甲の方針又は要望に沿って、本事業の趣旨を尊重し、誠意をもって本事業を実施しなければならない。

（連携事項）

第3条 甲及び乙は第1条の目的を達成するために、連携協力して次の各号に掲げる事項を分担するものとする。

（1）甲が主に担う事項

- ア 地域未来投資促進法に関する各種手続（ただし、地域経済牽引事業計画に係るものを除く）
- イ 本事業に係る法令許認可取得への支援（開発許可、農地転用許可等）
- ウ 甲が保有する本事業に関する必要な情報の乙への提供
- エ インフラ整備に係る工事等への協力

（2）乙が主に担う事項

- ア 基礎的調査（用地測量、物件調査等）
- イ 地権者の合意形成（用地買収、物件補償等）
- ウ 事業計画、詳細設計
- エ 各種法令許認可の取得（開発許可、農地転用許可等）
- オ 工事（造成等）
- カ 進出事業者の開発地への立地に向けた調整

（3）甲乙共同で担う事項

- ア 開発地に立地する進出事業者の誘致
- イ 地権者及び地元への事業概要の説明（説明会の実施等）

2 甲及び乙は、前項各号に定める事項を円滑に推進するため、それぞれ担当部署を定めて定期的に協議するものとする。

（関係法令の手続等）

第4条 乙は、本事業の実施に必要な関係法令等に基づく関係機関との協議を行い、必要な手続及び許認可の取得を行うものとする。なお、これに係る一切の費用は乙が負担するものとする。

2 乙は、本事業の各段階において、甲からの要請により、国、県、市及び地権者等の関係者との協議及び調整（資料の提供を含む）に参加するものとする。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、締結日より進出事業者への造成地引き渡しまでとする。

（守秘義務）

第6条 甲及び乙は、本協定に基づく活動によって知り得た情報を他に漏らしてはならない。

2 甲及び乙は、本協定の効力が失われた後においても、前項に規定する守秘義務を負うものとする。

（定めのない事項等）

第7条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義の生じた事項については、甲乙誠意をもって協議の上、必要に応じて覚書を締結し決定するものとする。

本協定締結の証として、本書3通を作成し、甲乙署名捺印の上、各自1通を保有するものとする。

令和6年 3月11日

（甲） 長野県安曇野市豊科6000番地
安曇野市

安曇野市長

印

（乙1）長野県駒ヶ根市北町22番地1
株式会社ヤマウラ

代表取締役社長

印

（乙2）長野市大字長野東後町21番地
グランドハイツ表参道式番館108
株式会社d-ネクスト

代表取締役

印